



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

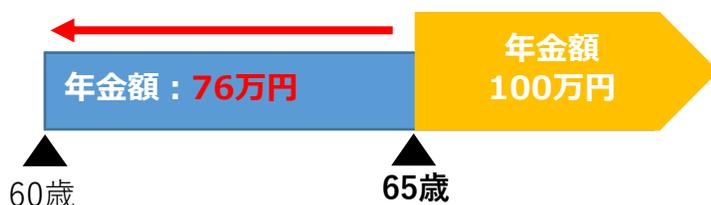
【特集】4月からの年金法の改正◆前編◆

令和4年4月より公的年金制度が大きく変わります。年金の支給開始年齢が一律65歳からになる時代を間近に控え、少子高齢化が激しく進む変化に対応しつつ、70歳までの雇用社会にフィットした改正を目指しています。2回シリーズでその内容を取り上げます。今月号は前編です。

【前編】繰上げ・繰下げ制度の改正

年金の繰上げ：65歳より早く年金をもらうこと

⇒本来の年金額より割引支給される。



繰上げの改正

- 繰上げ支給の減額率が1ヶ月あたり0.5%⇒**0.4%に改正**
- 昭和37年4月2日以降生まれの人が改正の対象
- 繰上げ年齢（60歳～）に変更なし

年金の繰下げ：65歳より遅く年金をもらうこと

⇒本来の年金額より割増支給される。



繰下げの改正

- 繰下げ支給の年齢の上限が、70歳⇒**75歳**へ延長された
- 昭和27年4月2日以降生まれの人が改正の対象
- 増額率（0.7%）に変更なし

！ここがポイント

● 繰上げ・繰下げをする場合の注意点

繰上げ・繰下げ制度を利用する場合には、上記以外での注意点があります。

繰上げ支給の場合、任意加入制度ができなくなる、寡婦年金が受けられない、遺族年金の受給権がある場合、65歳までは選択受給になる、等の制約があります。

繰下げ支給の場合、遺族年金等の年金の受給権が発生した場合、その時点で繰下げが停止します。

改正前からの内容ですが制度を検討する際は確認しましょう。

労務Room Q & A

Q

繰上げ・繰下げの改正を活用するときの注意点はほかにありますか？

A

今回の繰上げ・繰下げの改正は、いずれも改正条件に生年月日による区切りがあります。

とくに繰上げの場合、施行時に60歳未満の人が改正の対象となります。施行日以降に年金を繰上げ請求するケースでも相談者の生年月日によって減額率が変わってきます。

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

繰上げするか、繰下げするか、それが問題だ

年金相談をやっていて、社労士泣かせの質問のひとつに「繰上（下）げをしたほうがよいですか？」という問いがあります。

結論からいってしまうと、最後は相談者自身の判断に委ねるしかありません。心中頭を抱えながら1面で掲載している内容を説明しつつ、本人がより納得できる結論を導きだせるようにお手伝いします。

ときに悩み深き相談者から、「そこを何とか」ともう一声くることがあり、そこでよく持ちだされるのが総受給額ベースでの損益分岐点です。

老齢年金は終身年金であるため、繰上（下）げした場合の生涯の年金総受給額が、本来の年齢から受給した場合と比較して逆転する時期が到来します。結果論的な視点とはいえ、数値化できる便利さがあって相談現場で多用されます。

しかし水を差すようですが、この説明も本音では疑問を感じています。必要な生活費は、人それぞれ異なるうえに、同一人物の同一年金額でも、60歳代と80歳代とでは意味合いが違って来でしょう。

問いに対して問いで返すのはアンフェアながら、必ず尋ねるのは「年金の遣い道」です。そこから、その人が大事にしている価値観を探りだすように日々模索しています。



令和4年は「北北西」

【魚くん探知記】 今月の一尾

鱈 : たら

脂肪が少なく低カロリーで消化吸収も抜群、しかも寒気に旬を迎えるとくれば、雪の季節に欠かせない食材であることも納得です。

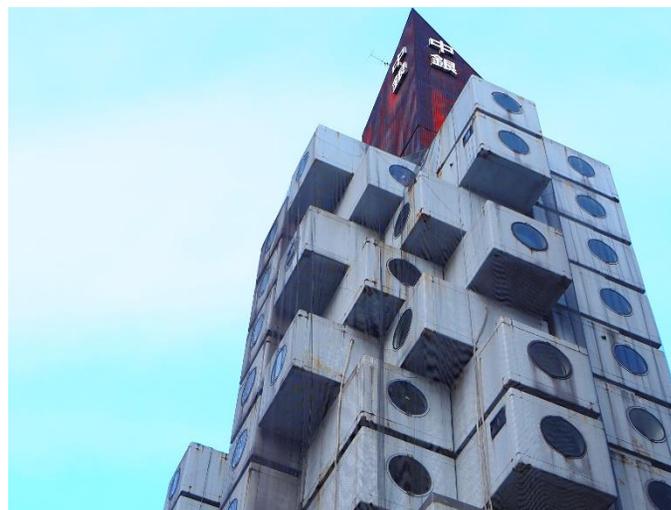
鍋料理だけでなく、カニカマの原料としてもつかわれます。タラバガニがタラの漁場（鱈場）で多く捕獲されるところから名づけられたことに思いを馳せると、タラとカニには不思議な縁があるようです。

タラコはスケソウダラの卵巣で、白子はマダラの精巣、韓国料理のチャンジャはタラの内臓を用います。

今月は、ウンチクをたらふく（鱈腹）ご賞味いただきました。



【一劇必撮】 今月の一枚



中銀カプセルタワービル

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



SRP II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言